

No.	年月日	出来事(事実関係)	証拠資料	備考
		【基本契約の締結】 当社(甲)と相手方(乙)との間で、継続的売買基本契約を締結。		
1	2023.10.01	(締日:毎月末日、支払日:翌月末日)	甲1(基本契約書)	契約書第5条に検収期間(納入後3日以内)の定めあり。
		【発注】		
2	2024.04.10	乙の担当者 Aより、当社担当者 Bに対し、本件製品(品番 X-100)300個を単価1万円で発注する旨のメールが届く。	甲2(発注メール)	納期は5月15日と指定あり。
		【受注請書】		
3	2024.04.12	当社担当者 Bが上記発注を承諾し、請書を PDFで送付。	甲3(請書控え)	
		【納品】		
4	2024.05.15	当社配送担当者が乙の指定倉庫へ本件製品 300個を搬入。乙の倉庫担当者 Cが受領印を押印。	甲4(納品書・受領書)	
		【検収期間経過】		
5	2024.05.20	契約上の検収期間(3日)が経過。この時点まで乙から異議留保や不具合の連絡はなし。	-	契約上、この時点で検収合格とみなされる。
		【請求書送付】		
6	2024.05.31	5月分請求書(合計 330万円・税込)を乙へ郵送およびメール送付。	甲5(請求書・送信メール)	
		【支払期限超過】		
7	2024.06.30	支払期日であるこの日に入金が確認できず。	甲6(通帳写し)	
		【督促と相手方の反論】		
		当社担当者 Bが乙担当者 Aへ電話で支払いを催促。		
8	2024.07.05	Aは「現場から一部製品に傷があるとの報告を受けている。調査中なので支払いを保留する」と回答。	甲7(Bの業務日報)	具体的にどの製品にどのような傷があるかは明言せず。
		【説明要求】		
9	2024.07.10	当社より乙に対し、不具合の詳細(写真等)と対象数量を明らかにするようメールで請求。	甲8(送信メール)	
		【相手方の回答なし】		
10	2024.07.20	上記メールに対する返信がなく、電話も繋がらない状態が続く。	-	
		【内容証明郵便の送付】		
11	2024.08.01	弁護士名にて、未払代金の支払いおよび遅延損害金を請求する通知書を発送。	甲9(内容証明郵便)	到達予定日:8月2日